

課税処分に納得が いかない 時	不服申立制度	再調査請求を行ったが課税処分が覆らなかった→審査請求	<ul style="list-style-type: none"> 再調査請求の申立先→税務署長または国税局長 審査請求の申立先→国税不服審査所長 	<ul style="list-style-type: none"> 税務署等からの処分に対して、同じ「税務署等」に処分の見直しをしてもらうこととなります。 つまり最初に更正処分を下した担当者こそ違うものの、最終的な判断は同じ税務署長が下すため、意味がないという批判があります。 しかし、1割から2割程度、納税者の言い分が認められているデータが公表されています。 また納税者の言い分が認められなかったとしても、その根拠が度詳しく再調査決定書に記載されます。再調査決定書には、①処分が根拠とした法令、通達、裁判例②処分が根拠とした事実関係、証拠の内容③計算過程などが記載されます。
		直接、審査請求	審査請求の申立先→国税不服審査所長	直接審査請求が全体の約7割を占めると言われています。
	税務訴訟	不服申立制度→税務訴訟（裁判所に対していきなり訴訟を提起することはできない：不服申立前置主義）	地方裁判所へ訴訟を提起	裁判の場合には1審（地裁）だけでは決着がつかず、高裁、最高裁までもつれ込むことがあります。1審判決までだけでも、2、3年程度は時間がかかります。